

【不足額給付 | 対象例】

(例1) 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した

【令和5年所得】

【令和6年所得】



推計所得税額	20,000 円
定額減税（所得税分）	30,000 円
当初調整給付	10,000 円

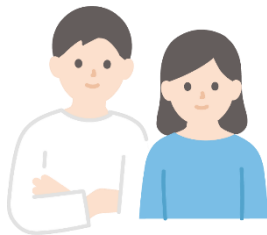
所得税額（実績）	10,000 円
定額減税（所得税分）	30,000 円
本来給付されるべき額	20,000 円

差額の 10,000 円を不足額給付として支給 ※万単位に切り上げ

(例2) 子どもの出生等により、扶養親族が令和6年中に増加した

【令和5年の扶養親族】

【令和6年の扶養親族】



推計所得税額	50,000 円
定額減税（所得税分）	60,000 円
当初調整給付額	10,000 円

所得税額（実績）	50,000 円
定額減税（所得税分）	90,000 円
本来給付されるべき額	40,000 円

※定額減税（所得税）＝（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）×3 万円

差額の 30,000 円を不足額給付として支給 ※万単位に切り上げ

(例3) 調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した

【令和6年度住民税 当初決定時】

【令和6年度住民税 不足額給付時】



個人住民税所得割	10,000 円
定額減税（住民税分）	10,000 円
当初調整給付	0 円

個人住民税所得割	5,000 円
定額減税（住民税分）	10,000 円
本来給付されるべき額	10,000 円

差額の 10,000 円を不足額給付として支給 ※万単位に切り上げ